

**平成24年度**  
**第2回千葉市市民局指定管理者選定評価委員会議事録**

**1 日時：**平成24年10月31日（水）午前10時00分～午前12時

**2 場所：**千葉中央コミュニティセンター8階 海鷗

**3 出席者：**

**(1) 委員**

篠原榮一委員（副会長）、木頭信男委員、小川真実委員

**(2) 事務局**

金親市民局長、角田生活文化スポーツ部長、吉原市民総務課長

御園市民総務課長補佐、三橋総務係長、土肥主任主事、石垣主事

山根市民サービス課長、鈴木文化振興課長、安藤スポーツ振興課長、高山公園管理課長

村上中央区地域振興課地域づくり支援室長、湊花見川区地域振興課地域づくり支援室長

南雲稲毛区地域振興課地域づくり支援室長、飯田若葉区地域振興課地域づくり支援室長

角川緑区地域振興課地域づくり支援室長、立石美浜区地域振興課地域づくり支援室長

**4 議題：**

- (1) 平成24年度千葉市市民局指定管理者選定評価委員会各部会報告及び運営等に対する意見について
- (2) その他

**5 議事概要：**

- (1) 平成24年度千葉市市民局指定管理者選定評価委員会各部会報告及び運営等に対する意見について  
今年度実施した各部会報告及び、これまで各委員から寄せられた選定、評価に関する意見と、それに対する市の考え方を事務局より説明し、意見交換を実施した。
- (2) その他  
今後の議事録等の公開について、事務局から説明をした。

**6 会議経過：**

○司会　それでは定刻となりましたので、平成24年度第2回千葉市市民局指定管理者選定評価委員会を開会いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。私は、本日司会を務めさせていただきます市民総務課課長補佐の御園でございます。よろしくお願いいたします。

本日の会議でございますが、市の情報公開条例第25条に基づき、公開されております。

傍聴人の皆様におかれましては、傍聴人要領に記載されている事項を遵守されるようお願いいたします。

それでは開会にあたりまして、本日の会議の所管局長でございます市民局長の金親からご挨拶を申し上げます。

○市民局長　おはようございます。お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日の議題でございますが、お手元の次第のとおり、今年度各委員の皆様にご評価いただきました部会の報告、そして今後の運営等に対しましてご意見を賜りたいと考えております。

これは、7月に第1回の委員会を開催させていただきました折に、委員の皆様から今後の運営に繋がるように前向きに取り組めるように、というご提案をいただきましたことから、本日この委員会を開催させていただいたところでございます。どうか忌憚のないご意見をいただきながら、より良い指定管理者制度を運営されていくようなご意見を賜ればと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

○司会　なお、市民局長は所用がございますので、ここで退席させていただきます。

○市民局長　申し訳ございません。よろしくをお願いいたします。

○司会　それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

まず机上でございますのが「席次表」と「次第」でございます。

次にインデックスのある資料でございますが、青いインデックスの、

資料1「市民局指定管理者選定評価委員会委員名簿」

資料2「市民局指定管理者選定評価委員会所管施設一覧」

資料3「平成24年度市民局指定管理者選定評価委員会各部会報告」

資料4「市民局指定管理者選定評価委員会の運営等に対する意見」

次に赤いインデックスの方ですが、こちらは参考資料となりまして、

資料1「千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例」

資料2「千葉市市民局指定管理者選定評価委員会の会議の公開及び議事録の作成等について」

資料3「部会の設置について」

資料4「臨時委員の任期について」

以上をお配りしております。不足等ございませんでしょうか。

それでは続きまして、会議の成立についてご報告いたします。

本日は稲垣会長と横山委員が所用により欠席でございますが、出席委員は5名中3名で、過半数を超えておりますので、千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例第10条第2項に基づき、会議は成立しております。

それではこれより、議事に入らせていただきます。

これからの議事につきましては、進行を篠原副会長にお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

○副会長　会長が欠席されておりますので、副会長である篠原が議事進行を務めます。

よろしく願いいたします。

それでは次第に従いまして、議事を進行してまいります。

まず議題1の「平成24年度千葉市市民局指定管理者選定評価委員会各部会報告及び運営等に対する意見について」に入らせていただきます。事務局より説明をお願いします。

○事務局　それでは説明させていただきます。失礼して着席させていただきます。

まず、資料3について説明させていただきます。今年度の各部会報告の内容を一覧にまとめたものでございます。今年度は市民・文化部会など8部会を延べ10回開催しております。答申内容の説明は省略させていただきますが、ほぼ全ての施設について、概ね事業計画どおりの実績・成果が認められたとする評価でございました。

なお、10月25日に開催されました第3回市民・文化部会の内容につきましては、事務処理時間の関係上この資料には掲載できておりませんが、ご了承いただきたいと思っております。

各部会からいただきましたご意見は、管理運営をより適正に行い、より良いものとするため、市と指定管理者にて十分反映していきたいと考えております。

続きまして資料4をご覧ください。こちらの資料は今年度各部会にてご審議いただいた中で、各委員の皆様から指定管理者の選定や評価に関するご意見のうち、主なものを事務局にてまとめたものでございます。各項目にはそれぞれ事務局としての考え方を記載してございます。

それでは1番から順にご説明させていただきます。

まず、「選定」に関するご意見として1番ですが「社会保険料の未納が原因で、指定管理者が業務停止の処分を受け、一定期間業務が停滞したというケースが千葉市以外の自治体であった。これを未然に防ぐため、社会保険料の納付状況を審査の書類に加えるべきでは。」というご意見でございます。これにつきましては、新たな応募資格を設けることに関しては、市全体の指定管理者制度に関する事項となりますので、その必要性和効果につきまして検討する必要があることから、指定管理者制度の所管課と協議をしたいと思いますと考えております。

次に2番「納税状況の確認について、均等割のみの法人でも問題ないのか。赤字の法人であっても均等割は払っていると思うが。」というご意見です。これは、納税証明等だけでは団体の経営状況がわからないのではないかとというようなご意見かと思っておりますけれども、これにつきましては提案書類及びヒアリングによる審査におきまして、市では平成23年度から団体の経営及び財務状況を審査項目といたしましたので、今後の選定の際には財務諸表を基に経営状況等を審査していただくこととなります。

次に3番「募集の際に、公の施設を管理するにあたり、認識を正しく持っているか等、心構えを確認しているか。」とのご意見でございますけれども、市では申請時に事業者が提出する提案書の中に、指定管理者制度を用いた公の施設管理運営のあり方に関する基本的な考え方について、「公の施設」及び「指定管理者」に係る制度の趣旨、目的等を踏まえて記述する項目や、指定管理者に求められる役割について記述する項目を設けておりますので、こちらの方で確認ができるのではないかと考えております。

次に「評価」に関するご意見でございます。4番で「現在の仕組みでは、ほぼ「A」という評価になってしまい、意味がないのでは。評価の「S・A・B」に、目安となる点数などの基準を設けた方が、誰が見てもわかりやすく良いのでは。」というご意見でございます。これにつきましては、指定管理者の提案に基づきまして、概ね仕様、事業計画どおりの実績、効果が認められ、管理運営が良好に行われていた場合、評価は「A」とし、これが基本でございまして、それを上回る場合は「S」、下回る場合は「B」としています。しかしながら「S・A・B」の評価については、計画どおりできたか、できなかったかという観点だけで判断するものでなく、点数以外の部分も加味する必要があると考えます。そこで、市としては、特筆すべき点については「市による評価の所見」の欄や履行状況の確認の「備考欄」に詳細な記入をしていきたいと考えます。

次に5番「自主事業の中身についても、評価する仕組みが必要では。実施した成果が分かるようにした方がいい。」というご意見です。これにつきましては、市の指定管理者の施設管理運営の評価は、モニタリング結果や事業計画の内容を踏まえ、自主事業についても計画通り実施できたかどうかを判断するものとなっております。実施した事業の中身で特筆すべき点等については、「市による評価の所見」の欄や履行状況の確認の「備考欄」に、詳細な記入をすることとし、その内容を踏まえて評価していきたいと考えております。

次に6番「履行状況の「1・2・3」がそれぞれ何個か表示した方が、提案どおりできたか、できなかったなどがわかりやすく、評価しやすいのでは。」というご意見です。こちらは、各評価項目を「1・2・3」で評価するわけですが、その総体としての平均点は例えば「2.3」などと記載がございしますが、「1」がいくつあったか、「2」がいくつあったか、「3」がいくつあったかという集計は、評価シートには入っていないのですが、それを入れた方がいいのではというご意見でございます。これにつきましては、提案どおりできた項目やできなかった項目の数などを表示し分かりやすくすることは、評価の判断のための目安となるという考えもあると思っておりますので、検討していきたいと考えております。

次に7番「提案書の書き方や各所管の拾い方によって、評価の項目数に大きく差が出てしまう。ある程度揃えた方がいいのでは。」というご意見です。これについては、市では、提案書に基づき評価項目を設定することとしております。指定管理者は提案書でそれぞれ考え方に基づいて提案をしておりますので、その提案の項目数がそれぞれ異なっておりますので、施設により項目数に差が出てしまうのはやむを得ないと考えます。

次に8番「事業計画を低い数値で設定しておく、目標達成が容易であり、恣意的に評価を上げることが出来てしまうのでは。」というご意見です。こちらにつきましては、利用人数や稼働率などの目標設定や収支計画に関しては、選定時の提案書を基に過去の実績や今後の傾向なども勘案し、指定管理者の立てた計画が妥当なものであるか、各施設所管課にて精査しております。従いまして恣意的に低い数値で設定することは、できないと考えております。

次に「その他」の観点からのご意見です。9番「法律や財務、その他学識経験者など、

各委員の知識を、市全体的なルールの作成過程、選定や評価の基準作成や、抜本的な見直しなどに、関与させてはどうか。」というご意見です。こちらにつきましては、指定管理者制度の運用方法等の見直しにあたっては、指定管理者選定評価委員会の選定・評価のご審議の中でいただいたご意見の活用を図ってまいりたいと。今回のような会議でいただいた意見を活用してまいりたいと考えております。

説明については、以上でございます。

- 副会長 ありがとうございます。それでは、「選定」「評価」の分類で皆さんの意見をお聞きしたいと思います。まず「選定」に関して意見ありますか。
- 委員 選定の2番について、「次回選定の際には財務諸表を基に審査していただくことになります。」という項目がありますが、これに加えて、営業報告書とか法人税の申告書を書類に加えていただくと、かなり会社とか団体の財政状況及び営業成績が明らかに判明すると思います。
- 副会長 これは申請の際にこのような書類も欲しいと言え、提出してもらうことは可能ですか。
- 委員 私は以前付いているのを見たことがあります。会社が任意で付けたのかもしれませんが。
- 副会長 確かに必要だと思うのは、小さい会社だと監査を受けていないので、税務申告書を見ると違いがぱっとわかるかなと思います。財務諸表はある意味、少し粉飾しているから、多少わかるかなと。
- 委員 そうですね、申告書だと分かりますね。
- 委員 倒産・撤退等のリスクを判断できる材料であるならば、確かに必要ですね。
- 副会長 国のある省の指定管理者のをやる時には、対象の事業者と意見交換をやるんです。委員は前もって資料を見て、質問することをあらかじめ伝えるんですが、ただ、ここでそれをやると、施設数が多い部会もあるから、凄く時間がかかってしまいますね。1社1、2時間かかりますから。ただ、前もって質問書は出してもいいかなと思います。質問書を財務担当の方にあらかじめ送るとか。書類見てもわからないところがあって、実際の意見を聞きたいという気がします。
- 委員 そのとおりで、金融商品取引法適応会社だと、詳細なものが財務諸表で出てくるので問題ないのですが、会社法適応会社だと、大会社から規模の小さな会社まであり、あと、NPOと一緒に参加している会社もありますよね。その財務状況というのを、どうやって見極めていこうかということが問題になると思います。今のところ、指定管理者が指定期間中に、倒産や撤退した例はありましたか。
- 事務局 今まで、千葉市の中ではありません。
- 副会長 全国ではどうですか。
- 事務局 全国では、すみません、ちょっとわかりません。
- 副会長 倒産リスクというのは、難しいんですよ。我々、監査法人にいて、海外なら当然倒産するような会社が、日本は内容はあまり良くないけれど、銀行が支えているでしょう。だから外部の意向がかなり強いじゃないですか。潰してしまうか、潰さない

か。だから、我々の分析ではこうだね、と言っても結局周りの状況で、市として支えるのとか、親会社が支えるのとか、というのが強いですから、非常に判断が難しいです。

○委員 M&Aの対象になって存続するケースも結構あるんですよ。

○委員 一番肝心なのは、財務の面から見てその会社が撤退しないか、倒産しないかっていうことを、もう少し正確に確認できないかということだと思うんです。そうすると、規模が小さくて、面白い活動をしているところを排除してしまうという可能性がありますよね。

○副会長 そうですね。

○委員 特に千葉市の指定管理者の制度だと、千葉市の中での雇用というところを重視していますよね。一步譲って、千葉県内の事業者が落札することを考えたとき、ならばまだいいのかもしれませんが、指定管理者制度に参加してくるところは、必ずしもその地域に地盤がある会社とは限らなくて、他県の縁もゆかりもない会社が、ペーパーワークが上手く、入ってくるという可能性もあるので、そこでバランスを考えていかないといけないんだろうなど。だから財務状況について詳細な書類が出せないとしたときには、こちら側の求めに応じて、ヒアリングが出来るような体制があるといいのではないかと思います。

○副会長 そうですね。最初からヒアリングを行うのではなくても、疑問のあるところを選んで行くのもいいと思います。全部やるのはしんどいかなと思いますし。

○委員 会社法適応の小さい会社などは、キャッシュフロー計算書を作らないですよ。向こうも知識もないと思いますから、そこは突っ込めないと思うので、せめてそれぞれの勘定科目の、例えば貸付金や借入金の明細表を見せてもらうとかがいいと思うんです。せいぜい出来るとしたら。

○委員 業者の中には、損失が多いところもあるので、そういうところは、どうしてそれが生じているのかというような、解説をしてくれるようなものがあつた方がいいですね。一時的なものなのか、ある程度続くものなのかなど。

○副会長 全体的な話をすると、国でも市でもたくさん指定管理にしていますが、ある意味直営も必要だと思います。海外でも、3分の1とか、半分は残っていて、いざという時に助けられるとか、中身が分かっているので選定の時にいろいろな情報が来るとか。ところが国でも今は、指定管理がどんどん進んでしまっているんで、やはり、3分の1は直営でいいと言ってくれば、いざという時に対応ができるなと思うんですが。

倒産以前に、赤字だから辞めたと言うところが結構全国に多いじゃないですか。だからその部分を選定の時に続けるのかどうか、特に美術館に多いと言われていますが。国の時でも、合理的な提案をしてくると、その業務の知識が深くないかなと思っても選んでしまつて、駄目な結果を出されると困るので、かなり大変な事がありました。ただ、育てるという意味もあつて、3分の1は官でやってもいいよとやれば、業者に勝手にやらせて、結果が悪いと、じゃ国がやるよ、ということもないと思います。民がやる良さと、官がやる良さがあるので、官を全部否定してもいけない、民の悪いところもあるので、その辺もきちっとやる体制が必要かと思ひます。

財務諸表の情報が、単年度でしか出てこないんです。自分で比較表を作ればいいのですが、私たちは監査では、3年とか5年とか、自分たちで作るのではほぼ流れがわかるんです。国の評価では、最低限前年度との比較表を作ってくださいと言って、作ってもらっているんですが、最低限前年度比較表がないとわからないんです。今回、3年くらいは、と思うけれど大変な業務になってしまうので、前年度くらいの情報は出して欲しいと思います。

○委員 比較貸借対照表とかが欲しいということですよ。

○副会長 そうです、それがなくて前年度のが良くわからないから。今は正直なところ監査がしづらいです。外部の要因でがたがた変わってしまうので。10年以上前は、統計上で分析するソフトがあったんですが、今は使えないんです。前の5年くらいで、こう行くはずだと言っても、条件が上がったり下がったりするので。完全に傾向分析ではなく、増えたり減ったりした理由を聞かないと駄目だという状況なんです。

○委員 会計事務所では、三期比較というのを通常作っているのです。ですので、こちらに応募する会社もそのくらいは、コンピューターで簡単に作れるとは思いますが。そういった、簡単に作れるものを添付してくれれば、より検討しやすいかなと思います。

○副会長 先ほど言ったNPOとか、株式会社と組織が違ったりすると財務諸表の科目が違うじゃないですか。

○委員 NPOは難しいですね。

○副会長 だから、比較している時に困ったな、という感じです。それと、倒産リスクについて、事業体という、複数の株式会社や、違う組織と一緒にやっているじゃないですか。あれは相互にやるよという保証をしているから、ひとつが潰れても何とかなる。だから事業体という形はいいなと思います。

○委員 確かに乗合で応募してくれる事業者もいますし。しかし、相手が怪しい場合もあるんです。業績は悪いけれどノウハウがある、そのノウハウを使うために一緒にやる。そういう場合は怪しいので、選択しない方がいいと思いますが。

○副会長 注目しているのは、連合体でどう、うまくやるのかなということです。まだ過渡期で注意しないといけないかなと思います。

小さな所が応募した時に、受け皿も小さいといいなと思います。ある程度大きいとやっぱり無理ですから。募集する側も、小さな所が受けられるような小さなものも用意しておいた方が、将来的に育てるという意味では必要だと思います。大きなものばかりだと、当然大きなところが受けて、それは仕方がないと思いますが、地元の小さなところも、この位ならば受けられるという規模にしてあげる配慮も、必要ではないかと思います。

○委員 コミュニティセンターならば、小さな会社でもやっていけるとは思いますが、やはり文化とかスポーツの施設はノウハウも必要になってくるので、参入障壁がぐっと高くなるかなと思います。そうなった時に、次の3番とも関連しますが、公の施設を運営している責任が、募集の段階だけでなく、定期評価のところでもきちんと確認ができるかというのを徹底したい。皆さんも分かっていると思いますが、提案書は募集の段階な

ので、ペーパーワークじゃないですか。良い作文を書いてくると通ってしまうこともあります。しかし肝心なのは定期評価やった時に、きちんとその通りできているのか、それを上回るような内容が伴っているのかということだと思いますので、それを定期評価の中で確認して欲しいというのが発言の趣旨です。

○副会長 国とかいろいろなところの官で審査をしてみると、3、4社のうち1社くらいは、非常に文書作成が下手なところがあって、内容はいいなと思っても、落とさざるを得ない場合があります。だんだんこういった仕事が多くなっていますから、文章をそれなりに書いてくるが、明かに過去ののをうまく使って、きれいにやっているなというのもある、考えてしまうものもあります。

○委員 発言の趣旨が上手く事務局に伝わっていなかったのですが、この3番は、行政の側がモニタリングを行っていますが、そのモニタリングの実行性を高めてほしいということですか。

2番については、優秀な業者を取るために、赤字法人だと住民税の均等割り程度しか市に歳入が入ってこないのもう少し市に貢献できるような組織を選ぼうと、もう少し財務内容が良いところの方がいいのではないかという意味で、参入障壁を上げたという提案です。

やはり民間の事業者を選定するからには、市としても千葉市全体にとっても有意義な業者であることが望ましいと思うのです。それは運営のみならず税収という面においてもです。となると、経営がすれすれのような採算性の厳しい業者というのはどうなのかと思います。中身を見てみると規模が小さな会社でも、コミュニティセンターとかであれば、民間の創意工夫で十分運営できると思うんです。なのでそこはもう少し参入の余地はあると思います。

○委員 今回の指定管理業者の中で、東京やその他、千葉県以外が本社の事業者は半分くらいあるんでしょうか。

○生活文化スポーツ部長 スポーツ関連の施設は結構東京の事業者が多いです。やはりノウハウを持っていると言いますか、広く展開している所が多いです。文化関連の施設は今のところ市内の事業者が取っていて、一部千葉市外が入っています。両方合わせるとちょうど半分くらいだと思います。

○副会長 千葉市内の事業者にはスポーツ関係がないということですか。

○生活文化スポーツ部長 スポーツ振興財団というものがあつたのですが、そこが競争して負けてしまいましたし、地元には大きいところがないです。

○委員 アイススケート場などは、千葉市内で出来るということは難しいでしょうね。

○生活文化スポーツ部長 そうだと思います。

○事務局 現在、統計を取っていないので正確な数値は言えないのですが、おそらく市民局が所管している全ての施設の、約半分以上が市外の事業者ではないかと思います。

○委員 選択の場のプレゼンテーションが、東京の大手は非常に上手いですね。

○生活文化スポーツ部長 実際に企画コンペなどやりますと、同じの能力の場合、プレゼンテーションが東京の企業は上手いので、そちらに行きやすい傾向はございます。



○副会長　　ここはプレゼンテーションは下手だけれど、力はあるんじゃないかなど、採点した結果を話し合う場があって、そのうえで決めた方がいいと思います。極めて形式的にやると、客観性があるようできて、いろいろな問題も含んで選定されてしまうこともあると思います。議論ということになると、我々委員の責任が重くなりますがやった方がいいと思います。多少議論して決めることは、選定委員会でできるんですか。今のままではできないのかな。

○委員　　コミュニティセンターで言えば、千葉市内に事業所や支店があるかどうか、ポイントに入ってるんですよね。そういうところを強く効かせて、そうしないと、何かあった時に電話一本市役所の方から電話した時に、担当者が来るという体制でないと、モニタリングできませんからね。

○副会長　　もし東京の会社になった場合は、出張所とかを作るんですか。

○事務局　　少なくとも、業務が施設管理ですので、その施設には必ず従業員が居る体制になっております。

それから、先ほどの委員からのご意見で3番については、趣旨としては選定というよりも評価の際に確認をして欲しいということですが、それにつきましては6番と関連してくると思うのですが、なかなか点数的に評価することは難しいと思うのですが、公の施設を管理するという志の高い事業者であれば、例えば利用者アンケートを取った中で、ある程度そういった面が見えてくるのではないかと思います。ですので、モニタリングをしているとわかって参りますので「1・2・3」の評価ではないですが、「備考欄」や「市による評価の所見」の欄に書く部分では評価できると思います。

○副会長　　予算書を出してもらおうと、利益が見えてこないですね。隠してあるんですね。ある省庁では、5%か10%か経費に加算できるようになっているので、はっきりしているんです。株式会社などは、利益を得ないといけないけれど、公のところは利益を得なくていいので、多少無駄でもいいという部分があると思いますが。連合体を見てみると、ある業種は凄く利益率が良い、ノウハウを持っている。それと単なる人材派遣に近いところはあまり利益ないので、そういうところが連合体を組むと大変だろうと思いますが、それを乗り越えていかないといけないので、評価する側は難しいですね。どのくらいここは利益を取ろうとしているのかという。

○委員　　それはわからないですよ。

○副会長　　わからないですよ。だから非常に難しいです。手を抜かれても困りますし。

○委員　　それはもう、民間事業者の本業ですから。

○副会長　　現実的にコストの面が一番難しいところで、儲けさせないと潰れてしまいますし。逆に安い所が何を効率化して安くしているか、見極めるのが一番大事なのかもできません。単に安くやられても困りますから。

昔1円で入札とかありましたが、ノウハウを吸収するために安くても取る場合もありますね。

○事務局　　指定管理者制度について言いますと、公の施設を管理する上で市の側から「管理運営の基準」という、これをやって欲しい、というものを提示した中で、我々はこう

いったサービスが提供出来る、それでこれだけの費用がかかる、という提案をいただいた中で、総合的に判断して事業者を選んでいきますので、極端な話赤字に多少なっただとしても、あるいは利益が上がったとしても、それは企業の努力ということで、管理運営の基準の内容を満たしてくれればいいということです。

○委員　そこは千葉市の制度設計が上手いところだと思っていまして、入札の価格が大きくものをいう訳ではなくて、全部の総合的な中で何点かという割合なので、ある程度価格で左右されることが少ないようにしていますよね。また千葉市の場合は、そもそもの利用料金も設定していますので、そこは上手いと思います。なので、一般的に言われている問題は起きにくいのかなと思います。ただ儲かりにくい仕組みではあると思います。参入する会社にとって、箱は貸してあげるので、あなた方の考えている費用で、収入も見込んで予算設計をして、運営してくださいと。そうなった時に、その単体の事業では利益が出たとしても、企業全体で利益を考える時に利益率で考えたら低いんです。そしてある程度利益を出したならば還元しろという話でもありますから。貸しコマのやり方で、時間幾らという最低の収入のところが決められているので、入口か出口のところ規制を緩和しないと良い事業者が来ないと思います。

○事務局　ある程度自主事業というところで、うま味は考えてあるのですが。

○委員　自主事業ではきついでしょよね。利用者の層を考えると1コマ数百円のお金で使っている人たちが、1回数千円も参加費を払う自主事業に参加するかというと、なかなか厳しいのではないかと思います。それならば、他に千葉市がやっているようなイベントに参加するのではないかと思います。その方が合理的だと思いますし。コミュニティセンターでいうと、利用料金については触らなくていいと思いますが、還元のところは何か少し考えた方がいいと思います。優秀な事業者が参加しないと残る事業者はやはり、安かろう、悪かろうというような、ノウハウを持っていないところになると思いますので。企業の利益率はROEなどで統計を取ってみると、大手の場合は営業利益で考えるのですが、だいたい良いところだと2割とかいきます。景気がいい時は3割、4割なんです。それからすると、今後も魅力的な運営などをやってくれる会社が入ってくるのかなと思います。

○副会長　これまで官は非効率的だったので比較的入りやすかったと思いますが、これからは一定の利益を保証しつつ効率的にやるというところが、難しいのではないかと思います。

○委員　現状ではかなり東京の事業者が応募してくれるので、東京の事業者であれば経費を少し節約すれば、かなり利益が出るという感覚があると思います。指定管理者の選定の段階で、どうしても千葉の方が割合に請負価格が安いんです。なのにどうしてそれが選定されないかという、東京の事業者は魅力的な提案をしてくるので、そこで落ちてしまうのではないかと思います。東京の事業者の出した魅力的な内容が、本当に出来ているかどうかチェックしないといけないと思いますが。

○副会長　「選定」についてはそろそろいいでしょうか。では、次に「評価」についてご意見ありますか。

よく問題になるのは、目標値に客観性がないのではないかと、例えば5年計画の1年目で達成した、というのは明らかにおかしいですね。最近はだんだんノウハウが蓄積されて客観性が高くなって、初年度で目標値設定するのに慎重になっているなどという、マイナスになってしまうと評価が低くなってしまいますので。

○事務局 基本的に今まで長い期間直営で運営してきた施設を、指定管理者制度にしている状況ですので、例えばどのくらい利用されていたのか、稼働率はどうなのかというような、これまでの実績を示しておりますので、あまりかけ離れた提案はしてこないと思います。

○委員 評価に関して、一点に集約させてものを言いたいんですけども。この仕組みだと行政によるモニタリングの実効性があるのか、効果があるのかというのがずっと気がかりなんです。仕組みを考えると、事業者の自己申告による提案を受けて、それに偽りが無いという性善説に立って受け入れて、行政が評価するわけですよね。それでやった、やらない、特筆すべき点があったといったとき、それがすべて「A」評価になってしまうとか、あと提案書の書き方次第では、最終的に点がつく項目がばらついてしまうというような問題が生じているので、それが市民にとってどういう情報を提供したいのかというところが見えづらくなっているのかなと思うんです。だからあるコミュニティセンターだと総点が90点だったとします。だけどころだと160点もいきましたと。そうして比較したときに市民に何を求めているのかなと。比較することに意味があるのかなと。そもそも比較することを想定していないのか。だから市としてはどういうふうに制度設計を考えているのかなというのが気がかりだったんですよ。

○事務局 先ほどもご説明しましたけれども、評価項目というのは提案書にどうしても縛られてしまいますので、満点が施設によって変わってしまうというのは仕方ないことかと思えます。ですから、じゃあ何を伝えたいのかというと、最終的には「S・A・B」であり、それから平均点であるということになります。

○委員 そもそも自己申告の提案だから水準の低いところもあるわけでしょう。

○事務局 そこはある程度、「管理運営の基準」を示した中で、それから今まで、実際にやってきた中での数値がありますから、それに対して極端に低いような提案であればそれは選定の段階で落ちてしまうかと思えます。

○委員 そうなんです、実際に選定するにあたって、2社しか参加しない場合、その2社の中から選ばなくてはならないですよ。そのようなケースの場合、まあしょうがないね、というふうになって選定しました。それを市の側で、6つの区の中でそれぞれの担当者の方が熱心に仕事されて、モニタリングするための評価項目を拾い出すと。拾いやすいところもあれば、拾いにくいところもあるんだろうなとお見受けするんです。そうなったときにこの差は、繰り返しになりますが、誰のためなのか。ある程度、ここは低くなっているからもうちょっと行政の側からモニタリングするときに、指導というか、意見交換などをしてもよいかなと思います。多少、コミュニティセンターだと施設による特徴の違いがあると思います。それを割り引いたとしても、ダブルスコアまでいってしまうのはちょっとな、と。それだと市のモニタリング能力が問われると思うんです。

ある程度、6つの区の担当者の中で意見交換してもいいんじゃないかなと思います。

- 事務局 このことは区の中の意見交換といいますか、制度的にそのようにモニタリング項目を作る、ということになっていますので、そもそもそこから考えなければいけな  
いかなと思います。
- 委員 なるほど。大分類、中分類は市が設定しているフォーマットだからいいと思いま  
す。一番現場で問題になってくるのが小分類のところですね。そこは自由に設定してい  
るので。
- 事務局 そうなんです。小分類というのは、市が示した中分類の中で、事業者さんが  
個別具体的に何をやっていくかという提案をいくつあげるかということになってしま  
いますので。
- 委員 評価の「S・A・B」というのは、どういうところで市民に公開されるん  
ですか。
- 事務局 ホームページ上で公開しています。
- 委員 点数は公開されないと。
- 事務局 いいえ、評価シートそのものが公開されています。
- 委員 評価というのは次の年度の、選任に際して参考にするとか、そういうこともあ  
りますか。
- 事務局 年度評価については、同じ指定管理者の場合で、その評価が次年度の年度協  
定を調整する中での反映すべき、フィードバックすべき項目となっております。
- 副会長 ある大学では建築関係で入札しても、その条件で受け入れるのではなく  
て、1位、2位、3位と順位をつけて、1位のところと話し合うそうです。建物などは、  
あるところは過剰設計だから、他はもうちょっと、というふうにやると、どうも平均値  
が5%くらい下がるらしい。この話をいろいろなところですが、なかなかやっ  
てくれないですね。こういうところでも、1位になったところに、この目標値もう少し強  
くしてほしいなどの要望をして、それを受け入れてくれたらそこに決定する、とい  
うことでもいいと思います。つまり入札してそのまま受け入れるよりは、交渉権があっ  
ていいと思うんですよ。なかなか難しいんでしょうか。
- 事務局 それは制度上難しいかと思います。
- 委員 1位と2位で話し合っ、値段の調整をするというのはどうですか。
- 事務局 指定管理者制度とは別ですけども、行政の調達というのは入札という原則  
が法律にあります。その観点からすると、なかなか難しいのではないかと思います。一  
般競争入札というものがありますが、そこでも点数をつけた中で一番点数の高かったと  
ころが落札することになるわけですので。そこで調整した中で、次点のところに行くよ  
うな仕組みというのは難しいです。
- 副会長 なるほど難しいのですね。事業者が決めてそのままいっちゃうのは変だと思  
うんですが。
- 委員 1位の事業者と話し合いをするのではないんですか。
- 副会長 それは可能なんですか。金額は簡単に変えられないけれど。

- 委員 それはもう入札で落としてしまったからにはしょうがないと思うんですけど、そのあとに行政が施設運営について、アドバイスという形をとるなど、ここは水準を満たしていないのでは、物足りない、などの意見は言ってもいいんですよね。
- 事務局 それは年度評価の結果を、次年度の年度協定に活かしていくような仕組みにはしています。
- 委員 もう少し実効性を担保するようにしてほしいです。部会で話を聞いたら、業者との公式な懇談というのは年2回だと。だからインフォーマルなものがどれぐらいあるのかは分からないですけども、もうちょっとその辺は切り込む余地があるのかなと思います。
- 事務局 それぞれの施設のやり方があるかと思いますが、一般的には何らかの問題があった時点で、非公式な会合を持ってこうすべきだということはやっております。
- 委員 今日お休みの委員から前に預かっていた内容なのですが、事業者の自己申告で定期評価をやると。それを市がモニタリングすると。委員のほうは書面審査しかやらないですよ。だから事業者にヒアリングする機会とか見聞する機会とか設けるんですか。
- 事務局そこは今のところ考えていません。
- 委員 現場の施設は見ていますよね。
- 委員 あれは一番最初だったからですよ。事業者に意見を聞く機会をとというのを、委員の先生から意見を預かっていましたので。
- 事務局 今の選定評価委員会での委員会の事務分掌で、まず選定に関する事、それと評価に関する事というふうになっております。評価については、市が評価したものに対しての妥当性を審査していただくということになっておりまして、直接事業者の意見を聞くということになりますと委員さんが直接評価をするということに繋がることになるかと思っておりますので、やり方としては違うかなと考えております。
- 委員 実際現場に行くことが結構ありまして、そのときに事業者にいろいろ質問することがありますから、それで充分なんじゃないですか。
- 事務局 もちろん選定や評価をしていただく前提として、その施設を全然知らないというわけにはいきませんから、事前に見学等はしていただいておりますけれども。その後の評価の段階で、直接委員さんに意見を言っていただくということは今のところ考えておりません。
- 委員 その話で出たのか、その委員は制度設計に法律・財務・学識者がルール設定に関わっていないからそこを危惧されていたと思うんです。そこにも相通じるところがあるんですけども、それは結局こういうような会議の場で調整するという次元にとどまるんですか。
- 事務局 今のところはそうです。市全体の制度に繋がってくるかと思っておりますので、この場ではなんとも申し上げられません。
- 副会長 選定の問題と、毎年の評価の問題がありますよね。それで毎年の評価は決まっているから、というよりは言ったことを担保させる、あるいはそのとき気づいたことをレベルアップしてもらって。国の会計監査人の選定委員会でも、毎年やったほうがい

いか検討するとなったんですが、この激動の時代に、毎年何かはやらないといけないかなど。それなりの影響力というか。他の評価でも書いてあるいわゆる付帯意見とか、留保条件とかいろいろ付けて単に評価するだけじゃなくて、こういうところに改善点があるねとか。そういう形で多少影響は与えられるかなと思うんだけど、もうちょっと強くてもいいのかなど。極端に言えば、評価で変えた方がいいよと提案できるとかね。今の状態なら減多にないと僕は思いますがそれくらいまで考えた方がいいかと。

○事務局 先ほど申しあげましたように、市全体の制度の問題になりますのでこのようなご意見があったということはいただいております。現実的に考えますと、ご存じのように、市民局は大変多くの施設を抱えておりまして、大変多くの事業者さんに管理していただいておりますので、それら全てに来ていただいて意見を聞くとなると相当な時間がかかってしまいます。そうしますと委員の皆さんにも立ち会っていただくわけですので、実際にできるのかどうか疑問はあります。

○副会長 担当所管課がどの程度普段の管理で関与しているのか。極端なところを選び出して、悪いところを我々がどう関わるかと、選定をした後でもいいと思います。所管課があげてきたものを我々がどこまでやるのか、体系を立てていただければ、何となく絞れるし、お互いにノウハウをうまく活かせるのかなと思うんです。

○事務局 指定管理委託料が伴う施設管理の話になりますけれども、例えば5年間の指定管理期間の場合、提案時に5年間の指定管理委託料が決まってしまうわけではありません。毎年年次協定の中で指定管理料は決まっておりますので、一年やってみてその評価をしたうえで、次の指定管理委託料がもっと安くなってもいいんじゃないかとか、そういうような仕組みにはなっております。

○副会長 今まで自分でやっているの、外の事業者を管理するノウハウがないじゃないですか。それでまだまだ今は過渡期だから、管理するのをどこまでやるのか仕組みがまだ確立していないのか。チェックアンドバランスの具合を我々も考えなくてはいけないし、市側も考えなくてはいけないのかなど。簡単に言えば、市は我々をうまく使ってくださいと。法令遵守委員会に入っているんですが、現場の調査に入った時に、同じ組織だと何でそんな厳しくやるんだとなってしまいます。しかし外部の委員がいるからちゃんとやってくれといえるわけです。そういう意味で我々外部委員をうまく使ってくればと、それも必要かなど。

○事務局 よろしくお願いたします。

○副会長 千葉市も内部の委員でやるのをやめたじゃないですか。比較的今はこの市も外部委員を重要視してきていますね。逆にいうと我々の責任は重くなってきていて、むちゃくちゃなことは言えないなど、どの辺なら受け入れられるかなというのを考えないと、と思います。

○事務局 よろしくお願いたします。この委員会の設置については条例で決まっております。条例上委員会の事務分掌というのは、指定管理者の選定に関する事と評価に関する事となっております。ですから制度、運営に関して委員さんの意見を聞くというのは条例上はないんです。ないんですけれども、そうは言いましても参考のご意見

をぜひお聞かせ願いたいということで今回は開かせていただいたんですけども。そこは参考にさせていただきたいと思います。

○副会長 外部監査の制度設計の件で総務省と話をしたときに、今事務局が言ったような、ここは改善した方がいいなどの意見、いわゆる目的外のことも言ってくださいということがありました。本来の目的じゃなくてね。せっかく見学しているんな情報いただいて、我々はいろんな経験も知識もあるから、多少言ってもいいかなと思っています。

○委員 そうですね。千葉県では贈収賄事件がありましたよね。こういった制度を行ったことによって、千葉市ではこういう事件は今のところありませんか。

○事務局 過去にはありました。

○委員 多少、そういった贈収賄事件の防止にはなると思うんですけどね。こういった委員会というのは。

○委員 「選定」と「評価」についてだいぶ意見が出たので、これは「その他」になってしまうかもしれないですが、私が常々思っているのが、選定と評価に関する仕事をさせてもらっておりますが、昔これは直営でやっていたものでそれを民間に投げてきたと。そうしたときに、いろんなところが開放されてますよね。そうなったときに、ベテランの行政担当者だったら若い頃にやっていたからノウハウや知識もあると。だけれども、若い方もどんどん入ってくるじゃないですか。そのときの育成の仕方っていう点でいうと、直営が1か所くらいそれぞれあって、ノウハウを積みせるってことは考えられないのですか。私の組織でも定期的な人事異動によって、組織の中のノウハウが蓄積されていけないということが問題になっているんですよ。だからその点を考えたときに、行政の中でもちゃんとノウハウや知識をためる仕組みというのはある程度担保しておかないと、官と民を分担するような仕組みというのは長期的に見て望ましくないと思うんです。今回この仕事させていただいて、他にも市場化テスト法に関わるような仕事もやっているんですが、官と民が、いわゆる公務員バッシングが激しくあったから分断せよってあるんですけど、官の力をちゃんと健全に活かしていないと回らないんですよ。どうしたって民は民の論理で創意工夫といいながら営利に走ってしまうんですよ。だけれども我々は公務員という身分で果たさなければならない責任や義務ってあるじゃないですか。だからそのところがうまく伝わっていない部分があるから、官の側でももちろん、民のいいところはノウハウとして蓄積して行って学ぶ場というのにも必要になってくるのではないかなと思うんですよ。だからそういう意味で若手職員の方とかそういう人たちを鍛える場として1か所くらい直営で持っていてもいいんじゃないかなと。ひとつはコスト計算を考えるときに、経験があればだいたいこの仕事をやればどれくらいコストがかかるっていうのがわかるじゃないですか。場合によっては先鋭的な管理会計のような技法も身につけることもできるし。今、我々が行政のほうで価格を算定するときは原価を積み上げていく方式ですよ。そうではなく、あるものによっては管理会計のような原価規格をやるとか原価管理をやるといようなノウハウも入れてもいいと思うんですよ。そういった民の知識を学ぶ場と、公の責任を学ぶ場として、行政の中でも研修体制があると思うんですけども、やっぱり直営によって経験を積みせるのもあ

ってもいいんじゃないかなと思うんです。全てが全て開放し過ぎだと思うんですよ。そこはちょっと論点はずれてるかもしれませんが「その他」の問題として気になっているので発言させていただきました。

○事務局 委員さんのお話というのは、市の考え方としては、直営すべき施設と指定管理で管理すべき施設という、施設の性格で分けているんですが、そういうことではなく、指定管理で管理すべき性格の施設なんだけれどもその中でも職員の育成という観点から、直営の施設が1つくらいあってもいいんじゃないかというお話ですね。

○委員 職員研修という観点から。今自分が財務省で本省の人間とか、政府関係法人とかの職員研修をやっているんですよ。若い人ほど仕事の基礎が身についていないからこの研修にもっと力を入れたいのですが、世の批判が厳しいから時間削られているっていうのがあるんですよ。で、自分の会社を見てもそうなんですけど、本当に仕事の基礎が身についてないから、いろんなトラブルが起きて停滞するんですよ。そうすると市の場合は市民に迷惑をかけるわけだから、それを減らすためにもやっぱり経験のあるベテランから学ぶ場を、現場を通じて教えていくような仕組みというのは残しておいた方がいいと思うんです。全部が全部直営でやれとはいいません、それは時代に逆行しますから。極端にふれちゃっているような感があるんですよ。

○副会長 部会でも言ったんですが、官がやるということに意味があるんですよ。イタリアでは、日本の道路公団みたいなのは、約40年の契約をするんです。それで返す時に最初借りたときと同じ状態に戻せと。使いきってぼろぼろで戻すのでは駄目だから。日本はその辺りが単純で、PFIとかのレベルですが、もっと非常に段階があって。僕も監査をやっていて感ずるのは、官は敵で民はみんないいことやっていると思いがちだけど、官の良さ民の良さがあるってそれを使い分けなければいけないと思うんです。海外をみると全部民営化しているところは実はないんですね。やっぱり半分とか、4分の1とかは官がやっています。防衛庁の人が嘆いていたんですが、金型を作るひとつのコストを民間が教えてくれるわけがないんです。全然わからないんです。昔は戦艦大和は海軍が作って、武蔵は三菱重工が作ったから、ほぼコストの管理ができたんです。ほとんどを自分たちで作る体制があったと。公会計でもコストは財務諸表を作ればいいのではなくて、コスト計算ができるような体制を作れてことだと思うんです。それを前提で官がやれば民と互角の比較ができるんですが。市場化テスト法について僕も関係しているんですけど、コストはみなし計算なんです。本来のように原価を積み上げてやるんじゃなくて、こういう方式で今ある財務データからコストはこうなるよって話で決めているんです。こういうところは変えていかなくてはいけないと思うんです。一方で先生の言うように残していかなくてはならないと。即できないけど頭に入れておいていただければ。

○委員 残さなくてはいけないと言うけれども、この業務に関しては指定管理者がやることを市議会や市長で決めたのだから、これを覆すのは難しいんじゃないですかね。

○委員 モニタリングができなくなるから、そのことの方が問題だと言っているんです。極端にふれてしまって。行政のほうで定期的にモニタリングしなくてはいけないんです



けど、そのモニタリングする能力を開発する場がなくなってしまったんです。それが問題だと言っているんです。民間の言っていることが分からなくなってしまったら、あとは民間のやりたい放題になるじゃないですか。監視する側が健全にものを言えるように同じ経験を積める場所を一部作っておいてほしいと言っているんです。

○副会長 事業者をどう管理するかは、今まで自分でやっていたノウハウと違うわけだから。

○事務局 それは指定管理者制度だけではなくて、市の他の委託しているような業務に関係する大きな課題だと思いますので、そうした観点から。

○委員 まあ、「その他」ということで。

○副会長 コンピュータが発達して入ってきた当時に、管理者は何をやればいいのかという話があったんです。昔は部長が伝票を全部見ていたから内容がほぼ分かったんですけど、今はみんなコンピュータに入っちゃうから判断能力がなくなってしまって、そういうときどうやるかと僕らも悩んだんです。今もおそらく直接やってないで委託したときにどう管理するかというのは、総務省が勝手に指定管理者制度を作ってほったらかしていると思っているんだけど。だから僕らがこうして外部からきて評価をすると、しわ寄せが市にも来ているし、評価委員にも来て、それぞれの場で悩んでいるのかなど。今は過渡期だなど思いながら、問題意識を持ちながら今の制度の中でどうやるかと、今の制度をどう変えていくか。これを考えています。制度ってというのはだいたい遅れているから。そういう意味で委員も言ったのかなと思います。

○委員 そうですね。この経験を通じて自分が思っていることですが、民間委託して、民間が優秀かというところでもなさそうだと。で、そこに遠慮してものが言えない行政がいるのかなど思っているんです。同じ土俵に立とうと思った時にちょっと経験が足りない方もいれば、通じている方もいるんですが、その差も激しいんだろうなと。そこを是正するような、調整するようなものが必要になってくるんだろうなと思います。

○副会長 日本は欧米と比べると数段遅れています。格好だけやって中身はみんな悩んでいる。これを入れた主旨っていうのがあるじゃないですか。その意味で、ノウハウの活用と民間の効率化と利益獲得の貪欲さをうまく使いながら、その部分を真正面に考えながらどう解決していくか、官も外部委員も頭を使ってやっていかないと欧米に追い付かないですよ。そういう意味では、問題意識を持った人たちが育っていけば、10年後、20年後いい社会になるんじゃないかなと。問題意識を我々も官も持っていたきたいと思います。

○委員 「その他」までいっちゃったから話進めすぎちゃったかなと。

○副会長 聞いた話によると、人間の評価で3段階というのが、一番正しいそうです。真ん中、上、下というのが。真ん中の「ふつう」は学校の成績だとあまり良くないじゃないですか。官の評価って真ん中だと目標達成しているので悪くないですよ。よくAプラスとかAマイナスとか、3段階に分けて、そのうえで上、下ってやったほうがより正確かなという気がします。5段階で「3」より上で「4」までいかないというときは、平均点で「3.3」とか「3.4」とかで、いいところだと「3.6」とか「3.

7」で感覚的なんですよ。努力をしているのはわかるけれど「4」までいっているのは減多になくて。やっぱり全体的な評価っていうのは、どこで評価しているかっていうと、いろんなところに出てくる文章なんですよ。こういうところを努力しているとか。それで、採点というのは分けてしまうから、その欠陥を文章でいかに補完しようかなと思ってやっているんです。なるべく褒めてあげよう。評価に関わっていて思うのが、みんなアピールしないということです。民間ならここできちつと言うだろうところを、官の方は淡々と説明するから。今年はここをやった、ということを書いてくれた方が評価しやすいんですよ。一般的にあまりメリハリがなくて、だいたいみんなが努力しているよという話になってしまいますから。もう少し説明にメリハリをつけてほしいなという感じがします。

○委員 市民局の場合は「S」もなくて、まず「B」もないのでほとんどが「A」なんですよ。

○副会長 だから「S」を付けてあげたいところもあるんです。ここは努力したっていうところ。一般的に「S」は、2つくらいは出るはずなんです。

○委員 だから我々が評価委員会の中で市の評価したものを見て、質疑応答している中で、いやここはこういう風に見たら評価を上げてもいいんじゃないかっていうことがあったと思うんですよ。そこは我々がそれぞれの立場から意見を申せばいいんだと思うんですけど。

○事務局 そうですね。

○副会長 僕も他の自治体で市の付けた評価を上げたことあるんですよ。でも今の状況だと「S」を付けづらいんですかね。

○事務局 基本的には評価の考え方というのは「管理運営の基準」を満たしているのかわからないのか、という〇か×かなんです。ただ、〇か×かだけでいってしまうと凄く努力して基準以上のことをやっているのを評価しないというわけにはいかないので「S」があるという考え方です。

○副会長 僕が国のほうで要求したんですが、冒頭で事業者のトップが5分ほど喋ってくれと。そうすると私たちはここをこうやったとか、ここに力を入れたとか、それを聞いて比較的それに基づいて評価できるんです。各論に入っちゃうと、じゃあこの組織は今年どの辺に力を入れてやったんだというのが見えづらいんです。トップの人だとその辺の説明していただけるんです。市はちゃんと全部目標を達しているというふうにしたいのかなと。それと、評価をやっていて、努力しているから褒めたいと思うんですね。褒めるといのがなかなかなかったんで。淡々とこれやりました、これやりましたと言われると、あえて取り上げられない。評価する方としては、ここを努力してくださいという代わりにどこか一生懸命やりましたねという方が、比較的受け入れやすいかなという気がして。駄目なところばかり言うと努力してないところが見られないとなる。

○事務局 ただ「S・A・B」は総合評価になりますので。総合評価となりますと、努力は認められるけれども「S」と評価するには、成果が物凄く上がっているということであれば「S」だとは思いますが、努力していると認められるでは「S」は付けら

れないかなど。そこは文言表現でということになるかと思いますが。

○委員 努力しても利用者の数が激減してますからね。それは説明つかないと思うんですよ。

○副会長 この場合はほぼ執行関係が多いから1年で決着がつくと思うんですよ。でも国の場合の研究開発などは何年かとかね。それと組織を超えていじりましたってなると、結果はまだ出てないけど、これは将来に向かっていろいろと手を打っているなど。ここはそういうのがほとんどないから1年で決着がつくでしょう。

○委員 最長は10年でしょう。

○事務局 長いものはあります。

○副会長 よく議論されたのが、研究開発のように何年か先に結果が出るようなものは、毎年度評価できないのではないかという問題もあるんです。

それから、他のところで評価をされていて感じたんですが、いろんなものを評価するとそれぞれの目的があるじゃないかと。単に管理運営というのだけではなくて。というのは、他の市で市営霊園をやったんですが、公民館とかスポーツ施設とか美術館とかそれぞれ目的が違うので、ここは何を一番大事にするかというのが大事ですね。何でそれが出てくるかという、みんな安くやれとかってなる。そうするとここは何を守りたいか。

○委員 それは、私が常々主張している公の責任なんです。その概念が民間事業者は希薄だから、行政のほうにもっとちゃんと意見を言ってほしいと言っているわけです。

○副会長 安かろうが悪かろうがとにかく効率化すればいいという評価になっちゃう可能性がある。官がやるのは、効率性が大事だといわれているけども、それ以前に守るものがあるのではないかと、何となく感ずるんです。

○委員 公の責任が土台にあって、そのプラスアルファで民間の創意工夫が乗っかることを目指しているわけですから。

○副会長 下がしっかりしないと。i P Sなんかを東大の先生なんかに聞くと、医者だったからああいうことができたんであって、本来の学者だったらああいう方法は取らなかったと。あとはあれに予算つけた人が凄いと、いろいろ言われていますね。一方では、予算の付け方って難しく、官がどこの部分をカットするかという。何となく今は叩かれて、安くやれば良いという風潮になっていますが、市場化テストを見ていると、守るべきことがあると思うんです。ノウハウの蓄積とか、ここは何を目的にするのかとか、それぞれやっぱり決める必要があるのかもしれない。僕らも気づくのが遅かったと思うけれども、指定管理者を導入してから6年になるのかな。

○事務局 平成18年度から始めています。

○副会長 外部委員だけになってから2年。多くはそうだったんですよ。ある市は今年から外部委員だけになりました。だけど外部委員だけになると責任が重くなりますね。だからこういう風にいろんなこと言っているのは、何とかいろんな面から機能化するっていうね。どうしたら良いかいろいろとやったけどあんまり効果なかったねっていうのは、我々としても言いたくないし、関わったからには多少でも効果出してもらいたいですから。他に何かありますか。

- 委員 僕はもう発言させてもらいましたので。
- 委員 選定に際して、我々委員が一番安いところを選んでいるわけではないので、かなり質の良いところを選んでいるのでそんなに悪い結果にはなっていないと思います。一応今年度の評価の際にもそういうことは認識しました。
- 副会長 結果的にはね、いろいろと考えながら言っているなという気はします。ただ、はっきりさせておいた方がいいとか、将来のことを危惧しておいた方がいいとか、そういうことはありました。
- 委員 今日3人しか委員がいないので、他の委員たちの意見も聞いたほうが、と思うので。十分な議論は出てきたのではないのかなという印象を持っているんですが。「その他」というのは事務局のほうで何か用意されているんですか。
- 事務局 報告事項がございます。
- 副会長 休んだ方に今日出た意見のまとめは。
- 事務局 「その他」に関係してくることなんですけれども。
- 副会長 それでは、議題2の「その他」について事務局お願いします。
- 事務局 報告事項ですが、今回の会議録の公開についてご説明させていただきます。今回の委員会の会議録につきましては、来月の末頃に事務局にてまとめたものを委員の皆様にご確認をお願いしたいと思います。ご確認いただいた後に、市のホームページに掲載し公表いたします。ですので、本日ご欠席の委員さんにもその段階でお渡しできると思います。
- 委員 次にこの5人の委員が集まることはあるのでしょうか。
- 事務局 今年度予定している部会は既に終了しており、部会の中でどのような意見が出たのかということをご報告する会として今回設定しましたので、今年度は開催予定はございません。
- 委員 議事録の開示ですが、一言一句逐語でやるのが、そこまで有効なのでしょうか。要点でもいい気がするんですが。そこを合意できたらいいなと思うのですが。事務方の負担も考えて、ポイントとなる所をきちんと押さえれば、問題ないのではと思いますが。議論がいろいろな方向に飛んでしまいますので、必ずしも本件に関わる話ばかりではないので、ちょっと整理して要点の方がいいのではないかと思います。
- 副会長 今は国も地方公共団体も、発言したのがほぼそのままなんです。これは、冒頭で全文公開とするか決めているんですよ。全文公開しているところがほとんどですが、要約の方がより分かりやすいとは思いますが。余分なものは除いて、前後関係ひっくり返したりすると、よりわかりやすいんですが。僕も整理した方がいいと思います。官側が嫌がるのは、要約すると恣意性が入るというけれど、それは録音したものを1年間とか保存しておいて、二段構えにすればいいと思います。
- 委員 最終的には我々委員の承認を取って載せるわけですから、恣意性についてはあまり考えなくていいと思います。ちょっとご検討いただければと思います。
- 委員 条例とかが問題ないのであれば、それでいいと思います。
- 事務局 はい。市の情報公開条例との関係を調査して、検討したいと思います。

- 委員 過分にも事務方に負担が大き過ぎるような気がしてならないので。
- 副会長 予算の削減にもなりますから。ただ、要約するというのは大変なんですかね。
- 委員 いや、そうでもないですよ。要約の方が簡単だと思います。
- 委員 結局、答申内容は要約されたはなしなので、整合性は取れるかなと思うんです。
- 部会長 今回の部会の議事録で、答申を見ると凄くよく要約されていて、あのレベルの方が部会で話をしたポイントが出ている。議事録よりいいと思いますね。ただ、全体的な話もあるんですよ。
- 事務局 制度との関連がありますので。それができるようであれば検討したいと思います。
- 副会長 それでは本日の議題は全て終了いたしました。ありがとうございました。
- 司会 慎重審議ありがとうございました。以上をもちまして、平成24年度第2回千葉市市民局指定管理者選定評価委員会を閉会いたします。本日はお忙しい中ありがとうございました。